

舞鶴市の青少年健全育成の取組について (平成 28 年度ベース)

1 舞鶴市少年補導センターの活動について

(1) 少年補導委員の活動

① 補導委員の編成及び補導活動の種類

(ア) 編成

少年非行の未然防止を目的にした補導活動の充実を図るため、95名（地域69名、学校教職員26名）の少年補導委員を市長が委嘱し、中学校区毎に校区補導委員会を設け、大規模校区は5班、小規模校区は1～2班の補導班を編成して活動する。

校 区 長 (校区補導委員会議)

……………青葉（5班）、白糸（5班）、和田（2班）
城南（5班）、城北（5班）・若浦（1班）
加佐（1班）

※3～4名の補導委員をもって班を編成

(イ) 補導活動の種類

(a) 通常補導

中学校区内を対象地域として、班毎に街頭補導を実施する。各班の活動が重複しないよう調整の上、1班がおおむね月2回の街頭補導を実施する。

1回あたりの補導時間は、1日2時間で、通常は、21時までの巡回とする。

(b) 特別補導

夏の夜祭り・商店街「土曜夜の市」など、青少年の生活が乱れやすい時期に、特別補導班を編成し、時間帯も午後10時まで延長するなど、重点的な補導活動を実施する。

(c) 通学列車補導

本市から近隣市町の高校等へ通学する生徒の乗車マナーを指導するため、舞鶴警察署にも協力を要請し、署員同行のもと、登・下校時の通学列車補導を実施する。補導区間は、JR東舞鶴駅から福知山駅間としている。

※年1回（11月）

(d) 交流補導

舞鶴市少年補導委員連絡協議会と調整し、少年たちの行動範囲の広がりから、市内の他校区の状況把握を行うとともに他班との実践交流を通じて、補

導活動の充実を図る。

(参考1) 街頭補導の活動状況

①活動回数

(単位：回、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H28年度	46	46	48	51	45	48	37	36	48	24	24	48	501

②活動人員

H28年度	154	173	178	192	165	173	174	180	168	85	81	166	1,889
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	-------

(参考2) 声かけ等の状況

資料1-1 を参照

②環境浄化活動

京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」定める「社会環境浄化推進員」に、8名の少年補導委員が委嘱を受け、有害図書類等の販売により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあることから、地域の書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等の関係店舗の状況について調査を実施し、条例の周知活動に努め、その調査結果は、京都府の職員による関係店舗等への立入調査に活用するなど、社会環境浄化に取り組んでいる。

また、未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、舞鶴市少年補導委員連絡協議会と連携し、個人タバコ販売店やコンビニエンスストアを訪問し、未成年者の喫煙や飲酒防止への協力要請の活動を実施する。

たばこやお酒を販売されている販売店舗のみなさんへお願い

販売する前に、ちょっと待って。いま一度、確実な年齢確認を！
未成年者への煙草、酒類を販売しないようお願いいたします！

舞鶴警察署では、平成25年中、約250人の少年を喫煙で補導し、12人の少年を飲酒で補導しています。このような、未成年者の飲酒、喫煙を防止するためには、販売店舗のみなさんの**確実な年齢確認**が大変重要になります。しかしながら、販売店で年齢確認がなされないまま、未成年者に対してはたばこや酒類を販売してしまうケースが見受けられ、京都府内でも毎年、「**未成年に酒類や煙草を販売した**」として、事件化される店舗もいくつかあります。たばこや酒類の販売をされる際は確実な年齢確認がされるよう、徹底をお願いいたします。

煙草や酒類を販売する業者は、未成年者への販売防止のため、年齢確認義務があり、怠って販売をした業者は、法律で罰せられます。

未成年者喫煙禁止法

- 販売者の年齢確認義務
- 販売者の未成年者への販売禁止（罰則 50万円以下の罰金）

未成年者飲酒禁止法

- 販売者の年齢確認義務
- 販売者の未成年者への販売禁止（罰則 50万円以下の罰金）

地域の少年の健全な育成のため、ご協力をよろしくお願いいたします。
 京都府舞鶴警察署
 舞鶴市少年補導委員連絡協議会

販売店舗の皆様へお願い

コミック本・DVD等の販売店舗には、成人と同様に18歳に満たない青少年も一般客として訪れます。青少年は、自己の成長に伴い異性に対する好奇心、そして、アダルトDVDやアダルト本に対する興味が出てきます。心身の未熟な時期に、そのようなアダルトDVD等を見る行為は、青少年の健全な育成を阻害する一因となっています。販売店舗の皆様方は、このことを理解のうえ、アダルトDVD等の販売の際には「**確実な年齢確認**」を行い、青少年の目に触れさせないようにご協力をお願い申し上げます。

また、児童（18歳未満の少女）が被写体となるDVDや写真を一定の目的で所持し、又は、公然と陳列する等の行為は、提供や公然と陳列する行為については犯罪となります。

罰則

児童（18歳未満の少女）の顔が被写体となるDVDや写真を一定の目的で所持し、又は、公然と陳列する等の行為
 【児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反】

- 公然陳列、所持、提供等（罰則 5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金）

地域一丸となって青少年の健全な育成にご協力をよろしくお願いいたします。

京都府舞鶴警察署(生活安全課少年係)

(2) 舞鶴市少年補導委員連絡協議会の活動

市長が委嘱する少年補導委員が、補導委員としての資質の向上、活動の広報・周知、関係機関や団体との交流・連携等を図り、青少年の非行防止に当たるため、「舞鶴市少年補導委員連絡協議会」を自主的に組織して、様々な事業を展開している。

主な活動

- ①舞鶴警察署との連絡会や中学校等との意見交換会を実施
- ①市民向け広報紙「よびかけ」を年2回（9月・3月）に発行
- ②補導委員全体研修会（子どもへの理解を深める講演会）を開催
- ③交流補導の実施
- ④コンビニ・タバコ販売店等へ、未成年者の喫煙・飲酒防止の啓発と販売禁止、書店やレンタル事業者等へ、有害図書・DVD等の販売やレンタル禁止の協力依頼を実施
- ⑤少年補導委員向け機関紙「補導連だより」の発行
- ⑥市や市内の青少年健全育成関係団体が主催する青少年健全育成に資する諸行事への参加

(3) 中学校と警察等関係機関との連絡会への参加

市内7中学校の生徒指導主任と補導センター、警察との連絡会を定期的（年6回）に開催し、それぞれが把握している生徒の問題事象等の情報交換、情報共有を図り、生徒指導につなげるとともに各団体における活動の参考とする。

(4) 中丹地区高等学校補導連絡協議会への参加

定期的（年2回）に開催される中丹教育局管内の高等学校、警察、鉄道会社、補導センターの協議会に参加し、それぞれが把握している生徒の問題事象等の情報交換、情報共有を図り、生徒指導につなげるとともに各団体における活動の参考とする。

2 青少年非行防止推進月間の取り組み

国では、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、非行防止と犯罪被害の防止の徹底を図ることとしており、本市においてもこの趣旨に沿って次の事業を実施しました。

(1) 青少年の健全育成を考える「市民の集い」

～安心・安全なインターネット利用を目指して～

スマートフォンを始めとする機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネットの利用環境が大きく変化し、その利用に起因するネットいじめ

や個人情報の流出トラブルや薬物・危険ドラッグ等の違法・有害情報に接触する危険性の増大、ストーカー等の犯罪被害の発生など、青少年の日常生活に大きな影響を及ぼしていると言われていたことから、インターネット利用に関して、青少年の発達段階に応じたフィルタリングの必要性、親子間のルールづくりや情報モラルを身に付けることの重要性など、青少年はもとより、その保護者・学校関係者・地域及び関係団体の市民が学び、考え、理解を深める機会として開催

◇講演会 「SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）と大麻の危険性」

講師：秋保 龍太郎氏（警部補 京都府警察本部少年課少年サポート北部センター）



【実施日】平成 28 年 9 月 4 日（日）

【会 場】舞鶴市政記念館

【参加者】130名

(2)啓発活動(7月～9月)

市民に非行防止の協力を呼びかける啓発ポスター等を、公共施設に掲出

(3)特別補導(7月)

補導委員の通常補導の他、夜の市、神社祭礼を中心に特別補導を実施しました。

(4)環境浄化活動(7月～8月)

未成年者の喫煙・飲酒を防止するため、個人タバコ販売店やコンビニエンスストアを訪問し、未成年者へのたばこ・お酒販売禁止への協力要請を実施

(参考)平成 27 年度実績

青少年の健全育成を考える「市民の集い」

～社会復帰を目指す青少年への支援～

再非行の防止の観点から、青少年が非行を繰り返さないよう、円滑な社会復帰を図るための立ち直り支援活動の必要性や非行等をした青少年への関わり方や寄り添い方について、保護者や地域・関係団体等、市民が学び、考え、理解を深める機会として開催。

実施日：平成 27 年 7 月 25 日、中総合会館、参加者 100 名

内 容：(1)講演会：「子どもが主役になるとき」

体験活動や就学支援など、青少年の意欲や適性に応じた支援プログラムの実践や青少年やその家族に寄り添う形での支援活動の

取組について

講師：岡田利行 氏（京都府青少年課立ち直り支援チーム）

(2) 活動事例報告

①事例：立ち直り支援活動（農業体験や料理教室等）の取組について

講師：水嶋奈美 氏（舞鶴警察署生活安全課長）

②事例：少年事件と保護司の関わり

講師：酒井啄价 氏（舞鶴地区保護司会会長）

3 青少年善行表彰

社会生活・教育・文化等の面で顕著な善行があったと認められる青少年を表彰することで、広く青少年の善行の励行を推し進め、青少年の健全育成に資することを目的として、昭和60年度から実施している。これまでに、個人45人 団体61団体を表彰している。

[平成28年度 被表彰者及び受賞内容]

表彰式：平成28年9月4日、舞鶴市市政記念館]

(1) 個人表彰 3名

角地 萌依 様（舞鶴市字朝来中、市立若浦中学校3年）

富井 千尋 様（舞鶴市字朝来中、市立若浦中学校3年）

領家 弥月 様（舞鶴市朝来西町、市立若浦中学校3年）

(受賞内容)

自分たちできれいな地域をつくることを目指し、「子どもゴミパト隊」と称して、毎週日曜日に、地域の通学路や遊歩道のポイ捨てゴミを地域の方々と一緒に拾って歩き、分別するなどの環境美化活動を小学2年生から現在に至るまで、7年間の長きに渡り、継続して実施している。

(2) 団体表彰 2団体

①京都府立西舞鶴高校ボランティア部（23人、男：16人、女：7人）

(受賞内容)

東日本大震災やネパール大震災の復興支援、ネパールの教育支援のための募金活動、また、年間を通して、市内において地域や福祉団体等が主催する多くの行事に運営支援スタッフとして参加し、子どもから高齢者、障害者の方々など、さまざまな方々と交流するなど、地域に根差した活動を継続して実施している。

②京都府立東舞鶴高校北米訪問団（12人、男：1人、女：11人）

(受賞内容)

舞鶴市が進めるシベリア抑留と引き揚げの資料のユネスコ世界記憶遺産登録に向けた取り組みに協力するため、アメリカにおいてのPR活動や署

名活動を実施し、その後も、小・中学校やPTA指導者研修会等の様々な場で「引き揚げ」をテーマに「平和の大切さ」の啓発や史実の継承活動を実施している。

4 子ども・若者健全育成事業費補助金

東舞鶴信用金庫からの寄付金（1500万円）を元にして、善行表彰金を設置し、昭和60年度から「青少年の善行表彰」を実施してきた。

平成28年度からは、基金の用途を拡大し、善行表彰に加えまして、幅広く子ども・若者（おおむね20歳まで）の健全な成長につながる活動を実施する市内の民間団体やグループ等の活動費に対する支援をできるもととし、市民の地域における活動の活性化を促進し、更なる地域コミュニティづくり並びに環境づくりにつなげることとする。

★実績

（1）平成28年度

申請の相談が3件のみ。補助金交付実績はなし

（2）平成29年度

交付実績5件・294千円（交流体験・自然体験）

①こどものひろば（昔遊び、リサイクル工作、スタンプラリー等）

交付団体：舞鶴市レクリエーション協会

②スポーツ体験（ソフトボールを通じた親子・地域交流）

交付団体：3小学校区（大浦、倉梯、与保呂）の保護者グループ

③自然体験・環境学習（ホタルの生態・川の環境学習等）

交付団体：河辺川を美しくする会

④次年度に向けた相談

子育て支援活動、地域パトロール等、4件

★補助金交付対象事業の活用例

（1）交流・体験活動事業

①地域世代間交流体験事業

（例）ふるさと地域再発見、ふるさとの歴史・伝承学習、伝統行事体験・ものづくり・料理・遊び・スポーツ等の体験教室、高齢者等福祉施設での交流等

②自然体験事業

（例）登山、ハイキング、キャンプ等の野外活動、星空観察や自然観察等の自然・環境学習等

③農・林・漁業体験事業

（例）農作物等の栽培・収穫作業、里山環境づくりや森林保全活動、漁業体験や水産物の加工作業の体験事業等

④職場体験事業

（例）市内企業や事業所、店舗等と連携した職場・仕事体験

⑤地域ボランティア奉仕活動事業

環境美化活動、子どもの保育や読み聞かせ等

(2) 非行防止活動事業

①広報紙、啓発パンフレット、ポスター、チラシ等の作成、街頭啓発活動

②地域の防犯・交通安全等のパトロール活動

③その他、子ども・若者の健全育成につながると市長が必要と認めるもの

平成 28 年度末基金残高：17,954 千円

5 地域子育て支援推進事業費補助金

“地域ぐるみで子育て支援”、“保護者や家庭とともに、地域の子どもは地域で育てる”を目的として、市内の各小学校区に設置されている地域子育て支援協議会の活動（①子育て支援②安心・安全見守り③環境整備④広報）に対して、その活動費を支援している。

また、子どもの見守り活動に対しては、これまでから、腕章、手袋、誘導灯、マグネットシート等を配布、平成 24 年度、平成 27 年度には、見守り帽子（オレンジ色）を配布している。

6 子どもなんでも相談窓口(子ども総合相談センター)の相談活動

舞鶴東体育館北側のメディカルセンターで運営していた「子ども総合相談センター」を、「保健センター」や「子育て支援基幹センター」が設置されている中総合会館に移転し、子ども・子育てに関する相談・支援窓口の集約化を図り、市民が相談先に悩むことがないように“子どもなんでも相談窓口”を平成 28 年 7 月に開設している。

この窓口では、保健師、保育士、教員経験者などの専門職員が顔を合わせて情報を共有し、各センターのスムーズな連携を行い、子どもや子育ての悩みを抱える保護者をサポートするなど、妊娠期から出産・子育て期、さらには 18 歳までの切れ目ない支援をワンストップ体制で実施している。

(参考) 子育て、子どものいじめや不登校に関する関係機関の活動状況

資料1-2 … 子どもなんでも相談窓口(子ども総合相談センター)

資料1-3、1-4 … 教育支援センター「明日葉」

資料1-5 … いじめ相談室

7 不審者情報の配信

各小中学校等に寄せられた不審者の出没情報を、舞鶴市教育委員会が市民に迅速に周知するため、平成 29 年 9 月に開始された「まいづるメール配信サービス」において、不審者情報を配信している。

平成 28 年度の配信件数は、24 件であり、配信内容は、主に声かけ、後追い、露出、撮影等となっている。

8 舞鶴子ども育成支援協会による青少年健全育成活動

前身の「舞鶴市青少年育成協会」が果たしてきた青少年健全育成活動に加え、本市の子どもたちが心身ともに健やかに成長することを目指し、市民総ぐるみの子育て支援活動を行うことを目的とした「舞鶴子ども育成支援協会」が、平成15年6月に発足した。この組織は、小学校区ごとに設立された子育て支援協議会や自治連・区長連協議会など市内の40団体で構成している。

(1) 第34回「少年の主張」大会(平成28年6月18日、総合文化会館)

市内各中学校から選ばれた学校代表7名が、自分の生き方や目標、生命の大切さ等をテーマに、日頃考えていることや主張したいと思っていることを発表する機会を提供

(2) 子ども文化劇場(平成28年8月4日、総合文化会館)

他人に対する思いやりやいたわりのある豊かな心を育むことにつなげるため、子どもたちが優れた生の演劇を楽しく鑑賞する機会を提供

※共催：公益財団法人舞鶴文化教育財団

(3) 「地域で子育て応援」街頭啓発活動(平成28年11月6日、20日)

家庭や地域における子育て力を高める活動の一環として、「家庭の日(毎月第4日曜日)」を提唱し、「地域で子育て応援」の普及・啓発

※八島商店街～ら・ぽーる前、真名井商店街～平野屋商店街

(4) 子育て講演会(平成29年1月22日、市政記念館)

① 地域ぐるみの活動報告(与保呂校区子育て支援協議会)

(ア) 子どもたちを地域住民で守る活動(登下校時の見守り・あいさつ運動)

(イ) 国際社会の中で生きていくための、外国人講師を招いてのインターナショナルフェスティバル

(ウ) 子どもたちの健全育成につなげる標語募集・看板設置による啓発

(エ) 参観日等学校行事における託児ルームの開設

② 講演会

講師：藤井 裕也 氏(岡山県・NPO法人山村エンタープライズ代表理事)

演題：多様な働き方との出会いが子どもたちと地域の未来をつくる

内容：自分の将来(進路や働き方等)を模索している中・高校生が魅力的な生き方・働き方をしている大人と接することにより、多様な生き方や働き方があることを感じ、気づくことの大切さやその方法(人のまねではなく、自分の考えで行動すること等)について

※共催：舞鶴市